

定例監査の結果（令和4年11月30日決定分）

第1 監査の概要**1 監査の趣旨**

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和2年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和4年7月22日	令和4年7月6日	実地	4
2	危機管理監	令和4年7月22日	令和4年7月6日	実地	5
3	総務局	令和4年8月10日	令和4年7月22日	実地	6
4	地域政策局	令和4年8月9日	令和4年7月14日	実地	8
5	選挙管理委員会事務局	令和4年8月9日	令和4年7月14日	実地	9
6	環境県民局	令和4年8月8日	令和4年7月20日	実地	10
7	健康福祉局	令和4年8月23日	令和4年7月25日 令和4年7月26日	実地	12
8	農林水産局	令和4年8月30日	令和4年8月10日	実地	14
9	広島海区漁業調整委員会事務局	令和4年8月30日	令和4年8月10日	実地	15

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	内水面漁場管理委員会事務局	令和4年8月30日	令和4年8月10日	実地	16
11	土木建築局	令和4年8月29日	令和4年8月8日	実地	17
12	収用委員会	令和4年8月29日	令和4年8月8日	実地	19
13	企業局	令和4年7月20日	令和4年7月1日	実地	20
14	病院事業局	令和4年7月20日	令和4年7月1日	実地	21
15	議会事務局	令和4年7月28日	令和4年7月7日	実地	22
16	教育委員会事務局	令和4年8月25日	令和4年8月1日	実地	24
17	警察本部	令和4年8月22日	令和4年7月28日	実地	26
18	監査委員事務局	令和4年11月30日	令和4年8月18日	書面	27
19	人事委員会事務局	令和4年11月30日	令和4年8月18日	書面	28
20	労働委員会事務局	令和4年11月30日	令和4年8月18日	書面	29
21	県立文書館	令和4年8月10日	令和4年7月22日	実地	30
22	県立総合技術研究所	令和4年8月10日	令和4年7月22日	実地	31
23	県立総合技術研究所水産海洋技術センター	令和4年6月1日	令和4年5月18日	実地	32
24	広島港湾振興事務所	令和4年6月9日	令和4年5月26日	実地	33
25	県立埋蔵文化財センター	令和4年8月25日	令和4年8月1日	実地	34
26	県立尾道東高等学校	令和4年11月30日	令和4年6月17日	書面	35
27	県立音戸高等学校	令和4年9月8日	令和4年9月8日	実地	36
28	県立広島特別支援学校	令和4年9月7日	令和4年9月7日	実地	37
29	警察学校	令和4年8月22日	令和4年7月28日	実地	39

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された緒方委員及び桑木委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務

現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査、会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務

イ 組織体制

3課

課名	会計総務課、審査指導課、総務事務課
----	-------------------

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 53人

エ 主な施策（令和3年度）

会計事務の品質向上
契約制度の活用促進
事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	危機管理の総合調整に関する事務 消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務
イ 組織体制	3課
	課名 危機管理課、みんなで減災推進課、消防保安課
ウ 職員数（令和4年4月1日現在）	常勤職員及び再任用職員の合計 51人
エ 主な施策（令和3年度）	県民の避難行動の促進（自助） 避難の呼びかけ体制構築の加速（共助） 初動・応急対応の強化（公助） 保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、受注者に契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。（危機管理課）

契約名	県庁統制局衛星地球局設備分解整備工事（令和3年度）
根拠	建設工事執行規則 第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第3

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務
職員の人事管理に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
行政手続、情報通信、統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 10課3チーム2担当

課名	総務課、審理担当、秘書課、人事課、デジタル県庁推進担当、デジタル基盤整備課、デジタルトランスフォーメーション推進チーム、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、ブランド・コミュニケーション戦略チーム、統計課、研究開発課
----	---

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 291人

- エ 主な施策（令和3年度）

- 県行政の基本的事項の企画及び総合調整、施策の推進
デジタルトランスフォーメーションの推進
地方創生の推進及び重要施策の総合調整
ブランド戦略の推進
内部統制制度の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

- ア 郵便切手類の管理について

郵便切手類について、次のとおり有効期限等を超えて保管していたため、金券としての価値を損なっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 無料化された広島熊野道路の回数通行券について、払戻期間内に未使用分の払戻し手続を行っていなかった。(秘書課)

根拠 広島県物品管理規則第5条

- (イ) 国際返信切手券について、郵便切手等との引換有効期間内に未使用分の引換手続を行っていなかった。(人事課)

根拠 広島県物品管理規則第5条

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約書における特約事項の一部を削除し、工事の施工管理に必要な「請負代金内訳書」、「現場代理人及び主任技術者等の通知」、「履行報告」、「施工体制台帳」及び「施工体系図」の作成等を受注者に求めておらず、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

契約名	いよぎん広島ビル貸室原状回復工事（令和3年度） 広島三栄ビル原状回復工事（令和3年度）
根 拠	建設工事執行規則第12条第1項、第14条第1項、第20条第1項、第21条 建設業法第24条の8第1項、第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項、第2項

【検討要請事項】

ア 公金に属さない現金の保管・管理について

匿名の者から県庁宛てに郵送され公金として収納することができない現金（以下「公金外現金」という。）を、総務課の金庫において複数点保管しているが、これらの取扱いに係る定めがないことから、保管が長期化しているものがあった。また、保管に際して、管理状況を把握するための受払の記録がなく、管理を行う者が明確ではなかった。このため、公金外現金に係る事務処理の方針を定めるなど、適切な保管・管理方法を検討していただきたい。（総務課）

イ 工事請負契約の適正な執行に向けた仕組みについて

財産管理課が執行した工事請負契約において、建設工事執行規則等に定められた事務手続の不備など不適正な事務処理が見受けられた。また、定例監査を通じて、他部局においても工事の発注機会が少ない機関だけでなく、毎年度一定程度の工事請負契約を執行している機関で、同様の事例が散見された。

このため、全序的な内部統制の推進を図る観点から、公共工事を担当していない機関においても、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう、建設工事の制度関係課と連携を図り、全序的な仕組みづくりを検討していただきたい。（総務課）

4 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関する除く。）

イ 組織体制 7課 1担当 1チーム

課名	地域政策総務課、地域力創造課、交通対策担当、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、市町行財政課、スポーツ推進課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム
----	--

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員の合計 120人

エ 主な施策（令和3年度）

地域振興施策の企画調整、国土調査

交流・定住促進対策、県・市町連携

鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 環境県民局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	県民生活に関する事務 県民文化に関する事務 生活環境及び自然環境の保全に関する事務
イ 組織体制	11 課 1 担当

課名	環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたしらしい生き方応援課、県民活動課、学事課、高等教育担当、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
----	---

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 152人

エ 主な施策（令和3年度）

- 文化・芸術の振興
- 消費者被害の防止と救済
- 人として互いに尊重する社会づくり
- 男女共同参画社会づくり
- 青少年の健全育成と若者の自立支援
- 私学教育の振興
- 高等教育機能の向上
- 地球温暖化の防止
- 地域環境の保全
- 自然環境の保全と活用
- 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 物品に係る事務処理について

物品に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（自然環境課）

（ア）次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。

物 品	庁用自動車 1台
根 拠	広島県物品管理規則第14条第2項

（イ）次の備品を無償で貸し付けているが、貸付けに必要な手続を行っていなかった。

物 品	模造銃 6丁
-----	--------

根 拠

広島県物品管理規則第 17 条第 2 項

イ 補助金交付における事務処理について

次の補助金において、交付要綱に定められた別記様式第 2 号（計画調書）が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（学事課）

補助金名	広島県私立学校修学旅行キャンセル料補助金（令和 3 年度）
根 拠	広島県私立学校修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第 3 条

ウ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約における事務処理において、（ア）及び（イ）のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

契約名	広島県立美術館講堂プレゼンテーション設備更新工事（令和 3 年度） 広島県縮景園観瀬橋架替工事（令和 3 年度）
-----	---

（ア）参考見積書の見積総額をそのまま設計金額として設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかった。

根 拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項
-----	------------------------------

（イ）請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知並びに履行報告を受注者に提出させていなかった。

根 拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条
-----	--

【検討要請事項】

工事請負契約の適正な執行に向けた仕組みについて

文化芸術課が執行した工事請負契約において、仕様書及び設計書の未作成や建設工事執行規則に定められた事務手続の不備など不適切な事務処理が見受けられた。

これらの状況は、工事に関する基本的な事務処理の認識不足に加え、専門的な知識が十分でないことが要因として考えられる。同課では、毎年度一定程度の工事請負契約を執行していることから、関係法令等の理解と遵守について周知・徹底を図るとともに、内部統制における建設工事の制度関係課と連携を図り、業務が適正かつ効率的に執行できる仕組みづくりを検討していただきたい。（環境県民総務課、文化芸術課）

7 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務　社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

イ 組織体制　17課3担当

課名	健康福祉総務課、健康危機管理課、新型コロナウイルス感染症対策担当、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、ワクチン政策担当、医療介護政策課、医療機能強化担当、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
----	--

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 367人

エ 主な施策（令和3年度）

- 新型コロナウイルス感染症対策の強化
少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

普通財産の貸付料の徴収について

次の普通財産の貸付料の徴収について、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課・こども家庭課）

貸付財産	使用目的	徴収すべき期限	調定調書の作成日及び納期限	貸付料(年額)	所管課
土地	医薬分業支援センター敷地	令和4年4月30日	(作成日) 令和4年5月26日 (納期限) 令和4年6月10日	323,264円	健康福祉総務課
土地	電気通信線路設備敷地	令和3年4月30日	(作成日) 令和3年6月3日 (納期限) 令和3年6月25日	1,500円	こども家庭課
		令和4年4月30日	(作成日) 令和4年7月26日 (納期限) 令和4年8月5日		
根拠	不動産貸付要領 第5貸付料の納付時期 3				

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、一者随意契約を行っているが、非代替性についての記載が十分ではなく、客観的かつ具体的な事実に基づく検証の記載がなかった。

随意契約を行う場合は、契約の透明性・公正性を明確にするため、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載していただきたい。（新型コロナウイルス感染症対策担当）

契 約 名	産業廃棄物処分委託業務（令和3年度）
-------	--------------------

8 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務

農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12課2担当

課名	経営企画担当、農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当
----	--

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 263人

エ 主な施策（令和3年度）

生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

瀬戸内水産資源の増大と担い手の育成及びかき生産体制の構造改革

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

借受物品の管理について

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（水産課）

物 品	サーミスター うみログ（水温測定用）15台一式 I C Tブイ及び関連センター一式
根 抱	広島県物品管理規則第14条第2項

9 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 4人（専任職員なし、併任職員数4人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった

10 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 4人（専任職員なし、併任職員数4人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾、漁港その他土木に関する事務

- イ 組織体制 17課1担当

課名	土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、營繕課
----	--

- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 376人

- エ 主な施策（令和3年度）

豪雨災害からの復旧・復興
防災・減災対策の推進
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの充実・強化
観光振興に資する集客・交流機能の強化
空港の利便性強化
港の基盤整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化
公共土木施設を活用した多様な主体との連携

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

- ア 単価契約の進捗管理について

次の委託契約については、宅地建物取引業免許更新等事前審査事務及び宅地建物取引業免許要件調査事務の2業務を単価契約により締結し、それぞれに委託料限度額を定めている。

このうち、宅地建物取引業免許要件調査事務について、当初予定されていた回数を超える実績があったが、契約書で定めた委託料限度額を超えるため、実績に応じた額ではなく委託料限度額を支出していた。

単価契約においては、進捗管理により業務回数を把握するとともに、実績に応じて委託料限度額を変更するなど、受注者が実施した業務回数に相当する額を適正に支払う必要がある。

(建築課)

業務名	宅地建物取引業免許更新事前審査等業務（令和3年度）
-----	---------------------------

イ 設計金額の見直しについて

次の委託契約について、人件費の積算を、平成26年度に設計した単価から更新しないまま令和3年度の設計単価に用いている。

契約に係る設計積算においては、過不足とならないよう適切な単価を用いて積算する必要がある。（建築課）

業務名	宅地建物取引業免許申請手数料外徴収業務（令和3年度） 宅地建物取引業免許申請手数料徴収業務（令和3年度）
-----	---

【検討要請事項】

工事請負契約の適正な執行に向けた取組について

他部局が執行した工事請負契約において、定例監査を通じて、工事の発注機会が少ない機関だけでなく、毎年度一定程度発注している機関についても、建設工事執行規則等に基づく事務手続の不備など不適正な事務処理が散見された。

このため、建設工事に係る内部統制の制度関係課として、公共工事を担当していない機関においても、建設工事執行規則を始めとする関係規定が遵守され、工事請負契約に係る設計、発注、施工管理、検査など一連の業務を適正かつ効率的に執行できるよう取り組んでいただきたい。（建設産業課、技術企画課）

（3）知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施するとともに、令和2年12月には、「公社ガバナンスの強化」、「将来を見据えた組織づくり」、「職員が幸せを感じる職場環境の整備」の3つの方向性からなる「公社改革の方向性」を公表し、具体的な取組を実行している。

公社を指導監督する局の取組状況について、公社が令和3年4月に設置した監査室へ県から局の法令等担当部署の課長級職員を監査室長として派遣し内部監査を実施していること、また、連絡調整会議を定期的に開催し、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等について、広島市及び公社と議論し、必要な助言を行っていることなどを確認した。

引き続き、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県として外部統制を有効に機能させ、公社自らが自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、取組を進めたいだときたい。（土木建築総務課、道路企画課）

12 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人、予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (令和 4 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 企業局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	工業用水道事業に関する事務 水道用水供給事業に関する事務 水道事業の広域連携に関する事務 流域下水道事業に関する事務		
イ 組織体制	3課 2担当 <table border="1"><tr><td>課・担当名</td><td>企業総務課, 水道課, 企業団設立準備担当, 上下水道システム企画担当, 流域下水道課</td></tr></table>	課・担当名	企業総務課, 水道課, 企業団設立準備担当, 上下水道システム企画担当, 流域下水道課
課・担当名	企業総務課, 水道課, 企業団設立準備担当, 上下水道システム企画担当, 流域下水道課		

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 65人(併任職員を除く。)

エ 主な施策（令和3年度）

県営水道施設の強靭化対策事業
二期トンネル（海田・呉トンネル）整備事業
広域連携推進事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 病院事務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和4年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 14人
- エ 主な施策（令和3年度）
 - 高度急性期医療の提供等（広島病院）
 - 地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 58人（令和4年6月21日現在）

イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課、総務課、議事課、政策調査課
----	-------------------

(ウ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 40人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 郵便切手類の管理について

無料化された広島熊野道路の回数通行券について、払戻期間内に未使用分の払戻し手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

根拠	広島県物品管理規則第5条
----	--------------

イ 物品に係る事務処理について

物品に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

(ア) 次の備品について、不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。

物 品	アームチェア3脚、ソファー2脚
根拠	広島県物品管理規則第27条第1項、第30条

(イ) 次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。

物 品	体温計3個
根拠	広島県物品管理規則第14条第2項

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、放送日ごとの別々の契約を締結しているが、放送日ごとの設計金額が同一であったことから各契約に対して同一の予定価格調書を使用しており、契約ごとに

予定価格を設定していなかった。適正な事務処理に努められたい。（議事課）

契約名	令和4年2月定例会広島県議会予算特別委員会のテレビ中継番組の制作及び放送に関する業務（令和4年3月8日放送）（令和4年3月9日放送） （令和4年3月10日放送）
根 拠	広島県契約規則第31条、第19条

16 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務

県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務

市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務

生涯学習、社会教育の振興に関する事務

文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部 14課 2室 1センター

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室）、教職員課（福山分室、職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課
学びの変革推進部	学校経営戦略推進課、教育支援推進課、高校入学者選抜制度推進課、乳幼児教育支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当課、高校教育指導課、豊かな心と身体成課、特別支援教育課、生涯学習課

(ウ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 353人

会計年度任用職員数 92人

ウ 主な施策（令和3年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの中学生で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に發揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

普通財産の貸付料の徴収について

次の普通財産の貸付について、令和4年度の貸付料を徴収していなかった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

貸付財産	使用目的	貸付料（年額）
土地	電柱等設置（電柱1本、支線1条）	3,000円
土地	電柱設置（電柱1本、支柱1本）	3,000円
土地	支線設置（支線1条）	1,500円
土地	電柱等設置（電柱1本、支線1条）	3,000円
土地	電柱設置（電柱1本）	1,500円
土地	電柱及び支線設置	4,500円
土地	電柱設置（電柱1本、支線柱1本、支線2条）	6,000円
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第46条、第35条	

17 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務

犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制

7部 34課 1室 6隊 1所

部 名	課名等
総務部	総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課
警務部	警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官室、留置管理課
生活安全部	生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課
地域部	地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、鑑識課、機動捜査隊、科学捜査研究所
交通部	交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
警備部	公安課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊

ウ 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,766人

エ 主な施策（令和3年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進

住民の安心感を高める地域警察活動の推進

組織犯罪対策の推進

交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

災害、テロ等緊急事態対策の推進

サイバー空間の安全の確保

社会の変化に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務

決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 16人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務
- 人事行政に関する調査に関する事務
 - 給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
 - 職員の競争試験及び選考に関する事務
 - 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課、公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和4年4月1日現在）

常勤職員数 11人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号
- ウ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 6 人
会計年度任用職員数 7 人
- エ 主な事業実績（令和 3 年度）
 - ・ 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和 4 年 4 月 1 日現在）
行政文書約 6 万 4 千冊、行政資料約 11 万 2 千冊、古文書約 29 万 5 千点
マイクロフィルム約 236 万コマ、複製資料約 4 万 2 千冊、図書約 2 万 5 千冊
 - ・ 利用状況（令和 3 年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
1, 418 人	6, 159 冊	12, 276 枚

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業、農業、畜産業、水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 3 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 11 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23 県立総合技術研究所水産海洋技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 海洋生物資源の持続的利用を図るための管理・培養技術の開発
海・川を一体化した試験研究の推進
広島かき等、養殖業の発展のための技術開発
- イ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21-1
- ウ 組織体制 3部（総務部、技術支援部、水産研究部）
- エ 職員数 35人（令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約内容が仕様書で明確に定められていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	水産海洋技術センター当直警備業務（令和3～5年度）
-----	---------------------------

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、入札公告後に当該入札に参加する資格を認定された者（以下「入札候補者」という。）のうち1社から質問を受け、改めて業務内容を精査した結果、特記仕様書の内容に修正を加えたが、入札候補者のみに修正内容を通知し、予定どおり入札を実施した。

業務委託を実施する際には、あらかじめ業務内容を精査し、関係法令に適合するよう仕様書を調整する必要がある。また、業務内容等の修正が入札参加の判断に影響する可能性のある場合は、再度公告入札を実施する必要がある。

契約名	水産海洋技術センター当直警備業務（令和3～5年度）
-----	---------------------------

24 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 広島港整備計画の推進
港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施
港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理
- イ 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ウ 組織体制 3課 1班（総務課、港営課、工務課、事業調整特別班）
- エ 職員数 46人（令和4年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- オ 所管する港湾、漁港及び海岸
広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港及び
広島市似島海岸（地先海面を含む。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備の種類について変更を行っていたが、仕様書の変更等必要な手続きを行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	令和2年度～令和4年度広島県広島港湾振興事務所庁舎消防用設備等保守点検業務
-----	---------------------------------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、設計図書に示された施工条件等の変更に伴う変更契約を行っているが、変更設計金額の算出にあたり、明確な理由がないまま、工事原価の増加分を一般管理費から削減することで、変更設計額と当初設計額を同一額としており、適正な積算に基づく設計金額の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	国際拠点港湾 広島港 臨港道路廿日市草津線 広島はつかいち大橋海上部下部工工事（9工区）（令和3年度）
根拠	公共工事の品質確保の促進に関する法律 第7条第1項第7号

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根拠	広島県文書等管理規程第20条
----	----------------

25 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数 (令和4年4月1日現在)

常勤職員数 7人 (専任職員なし, 兼務職員7人)

エ 主な事業実績 (令和3年度)

出土遺物の保存処理 173点, 出土遺物等の貸出

市町職員の発掘調査技術研修 1課程

出土遺物, 写真資料, 図書資料の整理・保存

埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

26 県立尾道東高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な事業 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
イ 所在地 尾道市東久保町 12 番 1 号
ウ 教職員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）
　　本務者数 41 人
　　非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	200	520
生徒数（人）		150	154	183	487
充足率（%）		93.8	96.3	91.5	93.7
退学者（人）		2 (2)			
休学者（人）		0			
進学就職	大学・短大	163 人 (85.3%)			
	専修・各種	18 人 (9.4%)			
	就職	4 人 (2.1%)			
	その他	6 人 (3.1%)			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、令和 4 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和 3 年度（令和 4 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

27 県立音戸高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
イ 所在地 呉市音戸町北隱渡一丁目1番1号
ウ 教職員数（令和4年5月1日現在）
　　本務者数 17人
　　非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人
エ 生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員（人）	40	40	40	120
生徒数（人）	26	18	17	61
充足率（%）	65.0	45.0	42.5	50.8
退学者（人）	1 (0)			
休学者（人）	0			
進学就職	大学・短大	7人 (29.2%)		
	専修・各種	7人 (29.2%)		
	就 職	9人 (37.5%)		
	その他	1人 (4.2%)		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

28 県立広島特別支援学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 肢体不自由及び知的障害のある児童・生徒の教育の実施

イ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 47 番 1 号

ウ 教職員数（令和4年5月1日現在）

本務者数 160 人

非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人

エ 生徒の状況

肢 体 不 自 由	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数(人)	5	4	7	15	8	10	49	7	11	8	26	10	15	10	35
知 的 障 害	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数(人)	2	5	6	2	0	7	22	8	6	7	21	14	11	15	40
合 計	部・学年等	小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
	生徒数(人)	7	9	13	17	8	17	71	15	17	15	47	24	26	25	75
卒業者(人)		—							14				24			
進 学 就 職	進学	—							14人 (100.0%)				0人 (0.0%)			
	就職	—							0人 (0.0%)				3人 (12.5%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				21人 (87.5%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和4年5月1日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和3年度（令和4年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	ウォータークーラー 1台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）

イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約における事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。

契約名	広島県立広島特別支援学校食堂空調機増設工事（令和 3 年度） 広島県立広島特別支援学校カーポート設置他工事（令和 2 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 20 条第 1 項

- (イ) 請負代金内訳書を受注者に提出させていなかった。

契約名	広島県立広島特別支援学校カーポート設置他工事（令和 2 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 14 条第 1 項

29 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
ウ 組織体制 6課(庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課)
エ 職員数(令和4年4月1日現在)
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 165人

- オ 主な事業実績(令和4年度)

・教養実施状況

区分			教養期間			入校状況			
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	回数	人員		
		その他	10か月	4か月	—	2	48		
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	104		
		その他	3か月	—	4か月	2	53		
	一般職員初任科		24日間			1	18		
	小計		—			9	326		
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	14		
	巡査部長任用科		12日間			1	18		
	部門別任用科		12~26日間			5	95		
各種専科			5~18日間			48	665		
小計			—			55	792		
合計			—			64	1,118		

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。